即時抗告申立書

平成24年7月27日

東京高等裁判所 御 中

抗告人ら代理人

 弁
 護
 士
 梓
 澤
 和
 幸

 弁
 護
 士
 河
 崎
 健
 一郎

 弁
 護
 士
 右
 田
 健
 治

 弁
 護
 士
 井
 桁
 大
 介

 弁
 護
 士
 小
 松
 圭
 介

弁 護 士 倉 地 智 広

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京地方裁判所平成24年(ヨ)第2497号施設使用仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成24年7月26日に下した仮処分命令申立却下決定に対し、即時抗告の申立てをする。

第1 原決定の表示

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

第2 即時抗告の趣旨

1 原決定を取り消す。

- 2 相手方は、抗告人らに対し、平成24年7月29日午後6時から午後9時までの間、東京都千代田区永田町1-6-2所在の国会記者会館屋上を使用させなければならない。
- 3 申立費用は、第一審及び抗告審を通じて、相手方の負担とする。 との裁判を求める。

第3 即時抗告の理由

原決定は、憲法14条1項、同21条1項、及び国有財産法18条6項の解釈を 誤るものであり、取り消されなければならない。憲法21条1項に違反する点につ いては、原審における債権者の申立書に記載するとおりであるからこれを援用する。 以下、憲法14条1項違反、及び国有財産法18条6項違反の点について主張する。

- 1 原決定は憲法14条1項に違反する。
 - (1) 原決定は「国有財産である本件土地建物が国会記者会の会員である報道機関の記者によって使用されている事実及び実態」と債務者国による「承認あるいは合意等による使用権限を得ていない」というふたつの理由に基づき「記者クラブの会員と同業者である債権者らの本件建物の屋上の使用」を求める申立を却下した。
 - しかし、これは「記者クラブの会員」と記者クラブに属さないジャーナリストとの間で、取材の自由という「憲法21条の精神に照らし、十分に尊重される」(原決定3頁)憲法上の重要な自由について、「国有財産である本件土地建物が国会記者会の会員である報道機関の記者によって使用されている事実及び実態」という何ら合理性を有さない事実に基づいた不合理な差別的取扱いを容認するものであり、憲法14条1項に違反する。

Komatsu 12/7/26 23:16

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1 字, 左 2 字, 最初の行: -1 字

Komatsu 12/7/26 23:16

削除:

Komatsu 12/7/26 23:16

削除: すなわち、

限られた行政財産を具体的にどの主体に幾らの対価で使用させるか等に ついては行政の側に一定の裁量があるとしても、当該使用態様が憲法の要請 する平等的取扱に反するような場合には、憲法14条1項に反するものとし て違憲無効となる。

本件建物は、衆議院の単なる広報室の役割を超えて、テレビ・新聞等の報道機関の取材拠点として供用されていることは明らかなところ、仮に本件建物を記者クラブメディアにのみ使用させるものであるとすれば、憲法14条1項に反する公用物の使用と評価せざるを得なくなり、当該財産供与は違憲・無効となってしまう。なので、行政の適法性の原則に則り、本件建物を公用物としてすべての報道機関に使用させることについては、取材の自由に資する目的・態様であれば、実際の不都合が生じない限り、原則として使用を許諾するものと解さざるを得ない。

とすると、債務者国は、本件建物を、債権者<u>が主張する</u>使用<u>形態と類似の</u> 取材活動に<u>も</u>対応させる目的で<u>、公</u>用物として<u>使用させている</u>ものであるか ら、一定の合理性を有する使用請求には適切に対応しなければならない。

しかしながら、原決定は、本件<u>申立てが取材の自由に資する一定の合理性</u>を有する使用請求であるか否かを論じることなく、<u>国会記者会に本件建物を</u>独占的に使用させる解釈を採用したものであるから、原決定の解釈は憲法14条1項に違反する。

2 国有財産法18条6項についての判断の誤り

原決定は、「本件建物は、衆議院議長所管の国有財産たる不動産であり、衆^{*} 議院は、国会記者会に対し、(中略)本件建物を使用することを承認している。」 と認定した(原決定2~3頁)。

しかるに国有財産法18条6項は「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。」と規定し、「行

Komatsu 12/7/26 23:18

削除: そして、

Komatsu 12/7/26 23:16

書式変更: インデント: 左 3字

Komatsu 12/7/26 23:18

削除: そして、…期間…1…利用…から…の…の供与…であり、取材の自由に資する…の利用…利用…

[1]

Komatsu 12/7/26 23:33

削除: の本件…効…供与している… , [2]

Komatsu 12/7/26 23:32

削除:請求…債務者

[3]

Komatsu 12/7/26 23:36

削除:

Komatsu 12/7/26 23:36

書式変更: インデント: 左 2字

政財産を使用・収益させる場合は、第1 項<u>ただ</u>し書き(現行法2 項各号)に規定する特定の場合を除き、行政処分たる許可によらなければならない。」(東甲2 0 \cdot 3 2 2 頁)ことを定めている。

つまり、原決定は、行政処分たる許可によってしか、使用が認められない本件建物について「承認」という行為によって使用が認められる \underline{c} 認定している点につき、国有財産法18条6項の解釈適用を誤った違法がある。

なお、通達(昭和33・1・7蔵官第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」、疎甲23)では、「次の施設は、国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供するものであるから、使用又は収益とみなさないことができる」とし、列挙事項のなかに「新聞記者室」は存在するが、本件建物は列挙されていない。本件建物の実態からすれば、本件建物を記者「室」と解することは到底できないから、当該通達を以って法的根拠とみなすことはできない。」

また、国有財産法18条1項は「行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、 譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。」と規定する。この趣旨は以下のとおりである。

「昭和39年の法律改正前の本条の規定は、(中略)「行政財産は、その用途 又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを 貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに 私権を設定することができない」と定められていた。そのため行政財産の用途 又は目的を妨げない限度においての使用収益は、行政処分である許可によるほ か、私法上の契約によることも可能であると解釈される余地があったので(中 略)、行政財産の管理の適正を図るため、これを明確に行政処分たる許可にする こと等の目的をもって、昭和39年の法律改正(法律第130号)でもつて、 現行条文(中略)のように改められたものである。」(疎甲20・295頁)。

原決定は、本件建物の使用につき「承認あるいは合意等による使用権限を得

Komatsu 12/7/27 1:10

削除: 但

Komatsu 12/7/27 1:11

削除: 財団法人大蔵財務協会『新版国

有財産法精解』

Komatsu 12/7/27 1:10

削除: 328

Komatsu 12/7/26 23:36

削除:

Komatsu 12/7/26 23:36

削除:

Komatsu 12/7/26 23:36

削除:

Komatsu 12/7/27 1:12

削除: 財団法人大蔵財務協会『新版国

有財産法精解』301

Komatsu 12/7/26 23:36

削除:

Komatsu 12/7/26 23:36

削除:

ていない」ことを却下の理由として述べるが、上記からも明らかなように、本件建物については、行政処分たる許可によってしか使用が認められない行政財産なのである。つまり、債務者国会記者会についても、本件建物を使用する場合には行政処分たる許可が必要である。本件建物について「承認」という行為によって国会記者会による使用が認められると認定し、それを前提として債権者らの施設使用請求権を否定し、申立てを却下する決定をしている点につき、国有財産法18条6項の解釈適用を誤った違法がある。

Komatsu 12/7/26 23:44

削除: 行政財産たる

Komatsu 12/7/26 23:45

削除: 理由

Komatsu 12/7/27 1:18

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

疎 明 方 法

疎甲23号証 昭和33・1・7蔵官第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可でする場合の取扱の基準について」

Komatsu 12/7/27 1:18

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 8 字, 最初の行: -8 字

Komatsu 12/7/26 23:36

削除:

以上

Komatsu 12/7/27 1:18

書式変更: インデント: 最初の行: **0** 字

当事者目録

東京都千代田区猿楽町二丁目2番3号NSビル202号室

抗 告 人

特定非営利法人OurPlanet-TV

上記代表者理事

白 石 草

東京都文京区春日二丁目11番9-304号

抗 告 人

白 石 草

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-3-1岩波書店アネックス7階

東京駿河台法律事務所(送達場所)

TEL 03-3234-9133 FAX 03-3234-9134

上記抗告人ら代理人

 弁 護 士
 河 崎 健 一 郎

 弁 護 士
 福 田 健 治

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3NAビル4階

東京千代田法律事務所

TEL 03-3255-8877 FAX 03-3255-8876

上記抗告人ら代理人

弁 護 士梓澤和幸弁 護 士倉地智広

〒100-8385 東京都千代田区丸の内2-1-1丸の内マイプラザ

あさひ法律事務所

TEL 03-5219-0002 FAX 03-5219-2221

上記抗告人ら代理人

弁護士 井 桁 大 介

〒105-0001 東京都千代田区神田佐久間町2-7第6東ビル602

高野隆法律事務所

TEL 03-5825-6033 FAX 03-5825-6034

上記抗告人ら代理人

弁 護 士 小 松 圭 介

相 手 方 国

上記代表者法務大臣 滝 実